

令和 7 年第 4 回南幌町議会定例会議事日程

令和 7 年 1 月 9 日 (火)  
午前 9 時 30 分 開議

日程番号	事件番号	事件名	結果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告 1 会務報告 2 定例監査結果報告 3 財政的援助団体等監査結果報告 4 町長一般行政報告	
4		一般質問	
5	議案第 59 号	功労表彰について	
6	議案第 60 号	令和 7 年度南幌町一般会計補正予算（第 4 号）	
7	議案第 61 号	令和 7 年度南幌町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	
8	議案第 62 号	令和 7 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	
9	議案第 63 号	令和 7 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 2 号）	
10	議案第 64 号	令和 7 年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	
11	議案第 65 号	令和 7 年度南幌町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	
12	議案第 66 号	工事請負契約の変更について（温泉周辺整備工事）	
13	議案第 67 号	南幌町議會議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	
14	議案第 68 号	南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	
15	議案第 69 号	南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	
16	議案第 70 号	南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
17	議案第71号	南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	
18	諮詢第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	
19	発議第21号	総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について	

## 諸般報告 1

### 会務報告

#### 月内内容

- 1 1月 27日 南空知葬斎組合議会定例会が由仁町で開催され、関係議員出席した。
- 28日 第4回議会臨時会を開催した。
- 同 日 全員協議会を開催した。
- 同 日 南空知ふるさと市町村圏組合議会定例会が岩見沢市で開催され、議長出席した。
- 1 2月 2日 議会運営委員会を開催した。



## 諸般報告 2

### 定例監査結果報告について

このことについて、令和7年1月19日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告書の提出があったので報告する。

令和7年12月9日提出  
南幌町議会議長 側瀬敏彦

記

南監査号  
令和7年11月19日

南幌町議会議長 側瀬敏彦様

南幌町監査委員 白倉敏美  
南幌町監査委員 加藤真悟

令和7年度南幌町定例監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した、定例監査結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

記

**1 監査実施期間**

令和7年10月24日から令和7年10月31日まで（うち6日間）

**2 監査対象課等**

議会事務局、総務課、まちづくり課、住民課、税務課、出納室、保健福祉課、都市整備課、産業振興課、農業委員会事務局、教育委員会生涯学習課、学校給食センター、町立南幌病院

**3 監査の方法**

南幌町定例監査にあたっては、地方自治法第199条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の概要把握に努めるとともに、南幌町監査基準に基づき、令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針の執行状況、令和7年度会計予算見積書総括表に掲げられている重点事項における、9月末までの実施状況の検証と10月以降の事業実施計画について、次の事項を基本的な着眼点として、担当職員からの聞き取り及び関係書類の閲覧により検証した。

- (1) 住民の福祉が図られ、少ない経費で最大の効果を挙げられるよう執行されているか。
- (2) 事務、事業が効果的、経済的かつ法令及び条例等に沿って適正に執行され、公正と能率が図られているか。

## 4 監査の内容

### (1) 9月末の一般会計歳入状況について

(単位：千円)

歳入科目	令和7年9月末			前年度同期 収入額	前年度同期対比	
	予算現額	収入額	収入率		増減額	増減率
町 税	849,578	477,433	56.2%	431,239	46,194	10.7%
地 方 譲 与 税	91,000	24,441	26.9%	23,715	726	3.1%
地方消費税交付金	183,000	120,729	66.0%	106,215	14,514	13.7%
ゴルフ場利用税交付金	5,000	2,672	53.4%	2,643	29	1.1%
環境性能割交付金	9,000	4,158	46.2%	3,765	393	10.4%
地方特例交付金	12,153	12,153	100.0%	44,168	△32,015	△72.5%
地 方 交 付 税	2,969,755	1,858,961	62.6%	1,776,571	82,390	4.6%
そ の 他 交 付 金	18,300	9,090	49.7%	8,665	425	4.9%
分担金・負担金	34,497	6,034	17.5%	5,772	262	4.5%
使用料・手数料	35,743	17,806	49.8%	22,447	△4,641	△20.7%
国 庫 支 出 金	1,390,075	183,994	13.2%	183,828	166	0.1%
道 支 出 金	850,322	241,928	28.5%	208,884	33,044	15.8%
財 産 収 入	37,158	18,977	51.1%	13,000	5,977	46.0%
寄 附 金	202,510	78,453	38.7%	78,754	△301	△0.4%
繰 入 金	389,208	0	0.0%	0	0	—
繰 越 金	82,125	82,125	100.0%	127,610	△45,485	△35.6%
諸 収 入	183,941	25,452	13.8%	35,871	△10,419	△29.0%
町 債	948,400	0	0.0%	0	0	—
合 計	8,291,765	3,164,406	38.2%	3,073,147	91,259	3.0%

9月末の収入額合計は 3,164,406 千円と予算現額に対し収入率 38.2%、前年度同期比 91,259 千円、3.0%増加している。

## (2) 9月末の一般会計歳出状況について

(単位：千円)

歳出科目	令和7年9月末			前年度同期 執行額	前年度同期対比	
	予算現額	執行額	執行率		増減額	増減率
議会費	52,440	29,091	55.5%	29,717	△626	△2.1%
総務費	1,649,383	583,021	35.3%	527,398	55,623	10.5%
民生費	1,910,548	704,329	36.9%	607,764	96,565	15.9%
衛生費	602,860	333,442	55.3%	322,015	11,427	3.5%
農林水産業費	746,201	308,643	41.4%	307,830	813	0.3%
商工費	165,597	53,437	32.3%	409,973	△356,536	△87.0%
土木費	1,497,648	501,949	33.5%	331,907	170,042	51.2%
消防費	259,320	141,887	54.7%	197,135	△55,248	△28.0%
教育費	731,875	208,765	28.5%	132,795	75,970	57.2%
公債費	674,893	266,168	39.4%	251,596	14,572	5.8%
予備費	1,000	0	0.0%	0	0	—
合計	8,291,765	3,130,732	37.8%	3,118,130	12,602	0.4%

予算現額 8,291,765 千円に対し、歳出執行額合計 3,130,732 千円は、前年度同期比 12,602 千円、0.4% 増加している。

総務費では、子育て世代住宅建築費助成事業における子育て世代住宅建築費助成金や、企業誘致推進事業における企業立地等奨励金の交付が主な要因となり、前年度同期比 55,623 千円、10.5% 増加、民生費は、児童手当支給経費や保育所等運営補助事業の増加が主な要因となり、前年度同期比 96,565 千円、15.9% 増加、土木費は、令和6年度からの繰越事業である温泉周辺整備事業が主な要因となり、前年度同期比 170,042 千円、51.2% 増加、教育費は校舎管理事業の小学校改修事業が主な要因となり、前年度同期比 75,970 千円、57.2% 増加している。

商工費は、南幌温泉整備事業が完了したことに伴い、前年度同期比 △356,536 千円、87.0% 減少している。

## (3) 9月末の保管現金状況について

(単位：千円)

区分	令和7年	令和6年	前年度同期対比	
			増減額	増減率
歳計預金	480,974	539,269	△58,295	△10.8%
基金預金	1,335,909	1,150,413	185,496	16.1%
合計	1,816,883	1,689,682	127,201	7.5%

9月末現在の保管現金は 1,816,883 千円で、前年度同期比では運転資金である歳計預金が 58,295 千円減少、基金預金では 185,496 千円増加し、残高合計で前年度同期比 127,201

千円の増加となっている。

#### （4）各課等の町政執行方針・教育行政執行方針及び事務事業等の実施状況について

##### ① 議会事務局

###### 【事務事業の実施状況】

概ね適正に事務が執行されている。

政務活動費の執行は議員の資質向上や見識を高めるために必要な経費であることから、積極的に調査・研究に取り込まれることを期待する。

##### ② 総務課

###### 【令和7年度執行方針実施経過】

令和7年度防災訓練は、8月31日南幌町農村環境改善センターで、避難所運営机上訓練「D o はぐ」及び要避難者輸送訓練が実施された。また、防災出前講座は、町内会等4か所で実施されており、今後も町内会や中学校で実施される予定である。

防災対策に係る出前講座の要望が増加しており、町民の防災意識の高まりを感じられる。今後も防災訓練や出前講座などにより、さらなる自助・共助の意識向上を期待する。

###### 【事務事業の実施状況】

概ね適正に事務が執行されている。

公共施設の施設改修は計画的に進めることが重要であるが、財政負担のバランスを重視しつつ、効果的な改修に取り組むことを期待する。

政策の基盤である財政運営の安定を図るために、国の地方財政対策や町税収入の動向を的確に把握し、大規模な事業の実施は慎重な検討を願う。

##### ③ まちづくり課

###### 【令和7年度執行方針実施経過】

地域担当職員制度は、行政区・町内会からの要請に基づいて、職員が活動しており配置、担当している。令和7年度では、対応回数5回、対応職員は延べ11名となっている。

地域公共交通対策は、町内オンドマンド交通「あいるーと」を運行しており、令和3年度の運行開始以来、年々利用者は増加している。また、前年度から実施されている「あいるーと」イベント運行は、町内各種イベント時に運行されるもので、令和6年10月から令和7年9月までの実績は運行日数4日、運行回数23回、利用人数は33名となっている。

デジタル化の推進は、「南幌町DX推進計画」に基づき、デジタル技術の活用による町民の利便性向上や業務の効率化が進められており、今後の取組に期待する。

準工業用地である「南幌流通団地」は令和8年10月の分譲開始に向け、令和7年1月から予約分譲の受付を行っており、引き続き、積極的な誘致活動を期待する。

## 【事務事業の実施状況】

概ね適正に事務が執行されている。

公共交通対策では、生活路線バスにおける減便は、町民の通勤通学に大きな影響を及ぼすことから、早急な対策が求められている。

オンデマンド交通「あいるーと」は利用者が増加しており、効率的な運行体制として、相乗りの件数を増加させることが必要である。また、町民からの要望も多い事業であるため、町民の声によく耳を傾けつつ事業の将来へつなげていくことを期待する。

町内未利用地は、令和7年度に3地区のサウンディング型市場調査が実施された。町内未利用地を有効活用するため、引き続き検討が必要である。

## ④ 住民課

### 【令和7年度執行方針実施経過】

交通安全対策は、栗山警察署に交通安全施設設置要望書を提出し、また、道央圏連絡道路「中樹林道路」の町道南8線、南10線の交差点に交通安全啓発用看板が設置された。

## 【事務事業の実施状況】

概ね適正に事務が執行されている。

町内の交通事故発生もあり、道路の安全対策や交通安全運動の取組が行われているが、今後も効果的な交通安全対策の検討が必要である。

## 【9月末の国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の状況】

国民健康保険特別会計における9月末の対象世帯数は1,038世帯と前年同期の1,054世帯に対し16世帯、1.5%減少、被保険者総数は1,726名と前年同期の1,753名に対し27名、1.5%減少している。

国民健康保険の給付費の支払状況は、予算現額653,370千円に対し285,546千円と執行率43.7%、前年同期の342,367千円に対し56,821千円、16.6%減少している。

後期高齢者医療特別会計における9月末の被保険者数は1,480名と前年同期の1,430名に対し50名、3.5%増加している。

広域連合負担金は予算現額140,178千円に対し45,304千円と執行率32.3%、前年同期の45,853千円に対し549千円、1.2%減少している。

## ⑤ 税務課

### 【事務事業の実施状況】

概ね適正に事務が執行され、特筆すべき事項はない。

## 【9月末の町税等収納状況】

9月末現在の現年度分の町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納率については、49.8%で前年度同期比0.6%の減少となっている。

9月末現在の滞納繰越分の町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険

料の収納率については、6.2%で前年度同期比4.9%の減少となっている。

## ⑥ 出納室

### 【事務事業の実施状況】

概ね適正に事務が執行され、特筆すべき事項はない。

## ⑦ 保健福祉課

### 【令和7年度執行方針実施経過】

子育て世帯の転入増加により保育所、認定こども園及び学童保育の入所希望者が増加している。令和9年度の開園に向け、民間事業者において認定こども園の建設が進められている。

令和7年度から安心して出産できる環境を整えるため、出産タクシー利用助成事業が開始され、9月末時点で利用実績はないが、今後の利用拡大に期待する。

高齢者の生活支援は、令和7年度から一人暮らしの高齢者等を対象としたボランティアによる高齢者ゴミ出しサービス事業が開始され、登録者9名がサービスを利用されている。また、令和7年9月から、高齢者安否確認システムマゴコロボタンが希望者に設置されており、9月末時点で42名が設置されている。

### 【事務事業の実施状況】

概ね適正に事務が執行されている。

本町では、働く若い世代、特に共働き世帯が増加しており、今後も継続した子育ての相談対応や支援の充実を願う。

マゴコロボタンは、遠方の家族の方が安否確認を簡単にでき、高齢者が安心して生活できる支援として、未設置の方に対する普及啓発を望む。

### 【9月末の介護保険特別会計の状況】

介護保険特別会計における被保険者総数は2,760名と前年度同期2,723名に対して、37名、1.3%増加している。保険給付費の支払状況は、予算現額833,940千円に対し375,078千円と執行率45.0%、前年同期の339,658千円に対し35,420千円、10.4%増加している。

## ⑧ 都市整備課

### 【令和7年度執行方針実施経過】

大雨時における洪水被害を防ぐため、普通河川及び幹線排水路の排水能力の確保と内水排除施設の機能維持を計画的に進めている。令和7年度は、幌向運河調整池等浚渫工事や幌向運河排水機場施設修繕等が実施された。町道においても、道路舗装や橋梁の計画的な維持補修として、中央通歩道改修工事や南16線西16号橋改修工事等が実施された。

準工業用地等整備工事は、令和7年度は第1工区、第2工区の工事が行われており、12月に工事が完了する見込みである。

### **【事務事業の実施状況】**

概ね適正に事務が執行されている。

橋梁や道路などの構築物は老朽化が進んでおり、維持補修するための財源も限られることから、有効的な補助財源や地方債の活用を願う。

### **【9月末の下水道事業損益の状況】**

9月末の下水道事業収益は119,826千円と進度率38.0%、このうち営業収益である下水道使用料は47,857千円と進度率41.7%、営業外収益は71,969千円と進度率35.9%となっている。

下水道事業費用は39,464千円と進度率11.3%、このうち営業費用は36,107千円と進度率10.7%となっている。

のことから、下水道事業のうち営業収支は11,750千円、営業費用で営業収益を除した営業収支比率は132.5%となっている。

## **⑨ 産業振興課**

### **【令和7年度執行方針実施経過】**

令和7年度のふるさと応援寄附金は、9月末現在で、112,783千円の、前年度同期比32,912千円、41.2%増加している。増加の主な要因として、これまでふるさと応援寄附金の各ポータルサイトで、寄附額に応じたポイントが付与されていたが、令和7年10月以降は、制度改正によりポイント付与が禁止されたことで、本年9月の寄附額が前年度と比較し大きく増加したことによるもので、今後の推移を注視する必要がある。

### **【事務事業の実施状況】**

概ね適正に事務が執行されている。

本町のふるさと応援寄附金の返礼品は、多くは農産物であり天候に左右されやすいため、新規返礼品となる魅力ある特産品の開発など、安定的な寄附を見込める事業の取組を期待する。

## **⑩ 農業委員会事務局**

### **【事務事業の実施状況】**

概ね適正に事務が執行され、特筆すべき事項はない。

## **⑪ 教育委員会生涯学習課、学校給食センター**

### **【令和7年度執行方針実施経過】**

南幌小学校の児童数は、令和7年度の新1年生が3クラスとなり、今後も継続して新1年生は3クラスとなる見込みである。

社会教育事業は、子どもから高齢者の方まで幅広い年齢層を対象とした事業を展開している。子どもを対象とした事業として、青少年健全育成事業があり、子ども会育成連絡協議会の支援を行っている。中でも8月5日から8日までの期間に実施された、夏休

み自然体験は小中学生で 32 名の参加があり、好評を得ている。

学校給食は、地域の主要農産物に対する理解を深めるとともに、健康の増進や体力の向上、食に関する正しい知識や判断力を養うなど、食育の場となるよう取組が進められ、年 3 回実施予定の給食試食会は好評である。

#### 【事務事業の実施状況】

スクールバスの車検切れ運行に関しては、スクールバス 1 台が、令和 7 年 1 月 23 日から 8 月 20 日までの 210 日間車検切れの状態で運行されていた。原因としては、教育委員会内部における車両管理及び整備業務の確認の不徹底によるところである。再発防止に向け、運行管理を徹底するとともに、チェック体制の確立を望むものである。

小学校は、今後、児童数の増加により特別支援学級も含めた教室の不足が見込まれることや教員の増加により職員室が手狭になることが想定されるため、今後も、現場の状況を把握し対応を願う。

給食センターは、設備の老朽化が進んでいる。設備の故障等により、給食業務が中断されれば、家庭への大きな負担となる。改修工事は、限られた予算の中で、しっかり給食をつくるための環境整備を検討願う。

### ⑫ 町立南幌病院

#### 【令和 7 年度執行方針実施経過】

令和 7 年 6 月から新たに総合診療医 1 名が採用され、常勤医師 4 名の診療体制となつた。そのことにより、ワクチン接種枠の拡大や小児科外来、救急医療、健診などが充実している。また、WEB 予約が開始され、小児ワクチンやインフルエンザワクチンの予約と発熱外来の予約で活用されている。

#### 【事務事業の実施状況】

概ね適正に事務が執行されている。

現在、今後の町立病院の運営に係る参考資料とするため、「適正経営コンサルティング業務」を委託しており、その結果に基づいて、検討中である施設改修の方向性なども注視していく必要がある。

#### 【9月末の患者数の状況】

9月末の患者数は、入院で 5,434 名、外来で 7,797 名、合計 13,231 名と前年同期比△672 名、4.8% 減少した。

#### 【9月末の医業損益の状況】

9月末の医業収益は 215,244 千円と進度率 36.5%、前年同期比△20,549 千円、8.7% 減少し、このうち入院収益は 134,139 千円と進度率 35.0%、前年同期比△20,561 千円、13.3% 減少し。9月末の入院患者数で除した全病床を平均した累計の入院単価は 24,685 円と前年同期の 26,004 円を△1,319 円、5.1% 減少し。

外来収益は 62,327 千円と進度率 49.7%、前年同期比 2,044 千円、3.4% 増加した。

9月末の外来1人当たりの単価は7,994円と前年同期の7,544円を450円、6.0%増加した。

医業費用は281,138千円と進度率35.4%、前年同期比23,858千円、9.3%増加した。

このうち給与費は193,257千円と進度率38.5%、前年同期比22,189千円、13.0%増加した。

のことから、医業収支は△65,894千円と前年同期の△21,487千円から△44,407千円減少し、医業費用で医業収益を除した医業収支比率は76.6%と前年同期の91.6%を15.0%下回った。

## 5 監査意見の総括

令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針に沿って、概ね適正に事務が執行されていると認められる。

本年度事務事業の実施事項の特徴を各項において検討した結果、財務に関する事務及び南幌町行政組織規則第4条から第10条及び第12条、南幌町議会事務局規程第4条、南幌町農業委員会事務局設置規程第4条、南幌町教育委員会事務局組織規則第5条、国民健康保険町立南幌病院規則第6条に規定されている事務分掌の執行状況は、概ね適正と認められる。

令和7年2月に作成された令和6年度から令和10年度までの「南幌町中期財政推計」では、推計期間中毎年度、公債費は増加し、町の貯金である財政調整基金は令和10年度までに令和7年度と比較し、28.4%減少する見込みである。

今後も、行政コストの見直しや徹底した費用対効果の意識を全職員が共有し、持続可能な行政運営を願うものである。

南幌町の発展につながるよう、理事者及び職員の努力と活躍を期待し監査意見とする。

### 諸般報告 3

#### 財政的援助団体等監査結果報告について

このことについて、令和7年1月14日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和7年12月9日提出  
南幌町議会議長 側瀬敏彦

記

南監査号  
令和7年11月14日

南幌町議会議長 側瀬敏彦様

南幌町監査委員 白倉敏美  
南幌町監査委員 加藤真悟

令和7年度南幌町財政的援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

記

**1 監査実施団体**

株式会社 南幌振興公社

**2 監査実施期日**

令和7年10月15日（1日間）

**3 財政的援助等内容**

- (1) 株式 31,800千円（出資比率32.7%）
- (2) 損失補償 元金181,660千円及び利息の合計額を限度

**4 監査の目的と着眼点**

財政的援助団体である株式会社南幌振興公社の令和6年度決算報告書、貸借対照表、損益計算書、契約書類等の重要書類を閲覧し、南幌町監査基準に基づき経営概況について書類監査と聞き取りを実施した。

また、令和7年9月末現在の経営成績、運営状況、集客状況の推移など、事業実績を基本に南幌リバーサイドゴルフ場の経営概況と收支見込についての聞き取りを主に確認を行うとともに財務諸表の検証を行っている。

なお、監査の内容は、千円単位の四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

**5 監査の場所**

株式会社 南幌振興公社会議室

## 6 監査の内容

### (1) 令和6年度事業実績

#### 【令和6年度コース売上高及び入場者数】

項目	令和6年度	令和5年度	前 年 度 対 比	
			増 減	増減率
営業日数	221 日	222 日	△1 日	△0.5%
西・南	売上高	137,929 千円	131,082 千円	6,847 千円 5.2%
	入場者数	36,852 人	35,399 人	1,453 人 4.1%
	客単価	3,743 円	3,703 円	40 円 1.1%
北	売上高	19,839 千円	18,321 千円	1,518 千円 8.3%
	入場者数	7,161 人	6,603 人	558 人 8.5%
	客単価	2,770 円	2,775 円	△5 円 △0.2%
合計	売上高	157,768 千円	149,403 千円	8,365 千円 5.6%
	入場者数	44,013 人	42,002 人	2,011 人 4.8%
	客単価	3,585 円	3,557 円	28 円 0.8%

※ 売上高に消費税及びゴルフ場利用税を含まない。

※ 入場者数に北コースの15歳未満の無料入場者を含む。(令和6年度:73名、令和5年度:96名)

営業日数は221日と前年度より1日少なく、入場客数は前年度比2,011人、4.8%増加し、コース売上高は前年度比8,365千円、5.6%増加した。

(2) 令和6年度損益

【比較損益計算書】

(単位：千円)

科 目 年 度	令 和 6 年 度					令 和 5 年 度		増 減	
	予 算 額	売 上 比	決 算 額	売 上 比	達 成 率	金 額	売 上 比	増 減	増 減 率
売 上 高	145,550	100.0%	173,900	100.0%	119.5%	164,817	100.0%	9,083	5.5%
売 上 原 価	117,401	80.7%	124,469	71.6%	106.0%	120,977	73.4%	3,492	2.9%
仕 入 高	190	0.1%	311	0.2%	163.7%	283	0.2%	28	9.9%
労 務 費	68,921	47.4%	64,938	37.3%	94.2%	60,355	36.6%	4,583	7.6%
消 耗 品 費	3,660	2.5%	4,271	2.5%	116.7%	4,908	3.0%	△637	△13.0%
修 繕 費	7,500	5.2%	14,005	8.1%	186.7%	14,388	8.7%	△383	△2.7%
種 子 農 薬 費	10,000	6.9%	8,909	5.1%	89.1%	7,577	4.6%	1,332	17.6%
広 告 宣 伝 費	890	0.6%	377	0.2%	42.4%	3,639	2.2%	△3,262	△89.6%
減 価 償 却 費	7,400	5.1%	10,293	5.9%	139.1%	9,021	5.5%	1,272	14.1%
そ の 他 費 用	18,840	12.9%	21,365	12.3%	113.4%	20,806	12.6%	559	2.7%
売 上 総 利 益	28,149	19.3%	49,431	28.4%	175.6%	43,840	26.6%	5,591	12.8%
販 売 ・ 管 理 費	20,123	13.8%	22,420	12.9%	111.4%	22,541	13.7%	△121	△0.5%
人 件 費	11,284	7.8%	12,304	7.1%	109.0%	12,423	7.5%	△119	△1.0%
広 告 宣 伝 費	6,902	4.7%	7,682	4.4%	111.3%	8,021	4.9%	△339	△4.2%
保 険 料	217	0.1%	217	0.1%	100.0%	217	0.1%	0	0.0%
そ の 他 費 用	1,720	1.2%	2,217	1.3%	128.9%	1,880	1.1%	337	17.9%
営 業 利 益	8,026	5.5%	27,011	15.5%	336.5%	21,299	12.9%	5,712	26.8%
営 業 外 利 益	713	0.5%	1,097	0.6%	153.9%	1,748	1.1%	△651	△37.2%
営 業 外 費 用	1,986	1.4%	2,192	1.3%	110.4%	1,887	1.1%	305	16.2%
経 常 利 益	6,753	4.6%	25,916	14.9%	383.8%	21,160	12.8%	4,756	22.5%

※ 売上原価の労務費に高齢者事業団からの人員派遣委託費を含む。

練習場を含めた総売上高は 173,900 千円と予算比 28,350 千円、達成率 119.5%、前年度比 9,083 千円、5.5% 増加した。そのうち、練習場売上高は 15,690 千円と前年度比 663 千円、4.4% 増加した。

売上原価は 124,469 千円と、前年度比 3,492 千円、2.9% 増加した。売上高構成比は 71.6% と前年度比の 73.4% を 1.8% 下回り、売上総利益は 49,431 千円と前年度比 5,591 千円、12.8% 増加した。

販売・管理費は 22,420 千円と、前年度比 △121 千円、0.5% 減少した。営業利益は 27,011 千円と前年度比 5,712 千円、26.8% 増加した。

以上の結果、経常利益（税引前当期純利益）は 25,916 千円と前年度比 4,756 千円、22.5% 増加となった。

(3) 令和6年度末財務の状況について

①資産の部

(単位：千円)

科 目	年 度	令和6年度末		令和5年度末		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
流動資産	現 金 ・ 預 金	77,612	10.0%	60,770	8.0%	16,842	27.7%
	そ の 他	2,468	0.3%	2,003	0.3%	465	23.2%
	流動資産計	80,080	10.3%	62,773	8.3%	17,307	27.6%
固定資産	有 形 固 定 資 産	88,990	11.4%	87,968	11.6%	1,022	1.2%
	無 形 固 定 資 産	17,697	2.3%	17,697	2.3%	0	0.0%
	コ 一 ス 勘 定	574,110	73.9%	574,110	75.7%	0	0.0%
	投 資 そ の 他 資 産	16,410	2.1%	15,687	2.1%	723	4.6%
	固定資産計	697,207	89.7%	695,462	91.7%	1,745	0.3%
資産合計		777,287	100.0%	758,235	100.0%	19,052	2.5%

令和6年度末の財務規模は777,287千円と前年比19,052千円、2.5%増加した。  
流動資産は現金・預金が16,842千円増加し、固定資産では有形固定資産が1,022千円増加、投資その他資産が723千円増加した。

②負債・純資産の部

(単位：千円)

科 目		令和6年度末		令和5年度末		増 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
負 債 の 部	流動負債	法 人 税 等 充 当 金	4,047	0.5%	3,224	0.4%	823	25.5%
		未 払 消 費 税	3,331	0.4%	2,679	0.4%	652	24.3%
		そ の 他 流 動 负 債	5,055	0.7%	7,571	1.0%	△2,516	△33.2%
	固定負債	流動負債計	12,433	1.6%	13,474	1.8%	△1,041	△7.7%
負 債 の 部	固定負債	長 期 借 入 金	110,160	14.2%	116,660	15.4%	△6,500	△5.6%
		長 期 未 払 金	9,521	1.2%	1,888	0.2%	7,633	404.3%
		そ の 他 固 定 负 債	16,283	2.1%	9,925	1.3%	6,358	64.1%
		固定負債計	135,964	17.5%	128,473	16.9%	7,491	5.8%
		負 債 合 計	148,397	19.1%	141,947	18.7%	6,450	4.5%
純 資 産 の 部	株主資本	資 本 金	97,100	12.5%	97,100	12.8%	0	0.0%
		利 益 準 備 金	24,275	3.1%	24,275	3.2%	0	0.0%
		別 途 積 立 金	348,000	44.8%	348,000	45.9%	0	0.0%
		繰 越 利 益 剰 余 金	159,515	20.5%	146,913	19.4%	12,602	8.6%
		小 計	531,790	68.4%	519,188	68.5%	12,602	2.4%
		純 資 产 合 計	628,890	80.9%	616,288	81.3%	12,602	2.0%
負債・純資産合計			777,287	100.0%	758,235	100.0%	19,052	2.5%

負債及び純資産は、流動負債で法人税等充当金が前年度比 823 千円増加し、未払消費税は 652 千円増加、その他流動負債は 2,516 千円減少した。

固定負債では、長期借入金 6,500 千円を償還し、また、固定資産の取得に伴う長期未払金は前年度比 7,633 千円増加した。

純資産では、税引後の当期純利益 12,602 千円が増加した。

#### (4) 令和7年9月末実績と経営概況について

##### 【令和7年9月末コース売上高及び入場者数】

項目	単位	令和7年9月末			前年度 同期	前年度同期対比		
		計画	実績	達成率		増減	増減率	
西・南	売上高	千円	102,885	121,206	117.8%	116,361	4,845	4.2%
	入場者数	人	28,600	32,888	115.0%	31,334	1,554	5.0%
	客単価	円	3,597	3,685	102.4%	3,714	△29	△0.8%
北	売上高	千円	14,416	16,654	115.5%	16,940	△286	△1.7%
	入場者数	人	5,300	6,088	114.9%	6,117	△29	△0.5%
	客単価	円	2,720	2,736	100.6%	2,769	△33	△1.2%
合計	売上高	千円	117,301	137,860	117.5%	133,301	4,559	3.4%
	入場者数	人	33,900	38,976	115.0%	37,451	1,525	4.1%
	客単価	円	3,460	3,537	102.2%	3,559	△22	△0.6%

※ 売上高に消費税、ゴルフ場利用税は含まない。

※ 北コースの15歳未満の無料入場者を含む。（令和7年度：67名、令和6年度：71名）

令和7年9月末の営業実績は、練習場及び西南コースは4月5日、北コースは4月12日に営業を開始した。

入場者数や売上高は、5月から8月は前年度同期よりも増加、4月、9月は前年度同期よりも減少となっており、天候に左右されたことが大きな要因と考えられる。

9月末累計の入場者数では38,976人と当月末計画の33,900人に対して達成率115.0%、前年度同期比1,525人、4.1%の増加となっており、コース管理の状況やWeb予約が功を奏し好調を維持している。

入場者数に占めるWeb予約の割合が9月末現在で20,766人、53.3%と前年度同期比で0.7%下回っているものの、ゴルフ場ホームページからの予約が前年同期比で2,559人増え、合計手数料は前年度同期比で647千円減少した。

練習場の売上は、9月末現在で13,335千円と前年同期の13,186千円を上回った。

西・南コースの営業日数は、177日と前年176日に比べ1日多く、北コースは123日と前年度同期の121日に比べ2日多くなっている。

9月末のコース売上高は137,860千円と前年度同期の133,301千円を4,559千円、3.4%上回っている。入場者数も38,976人と前年度同期の37,451人を上回る結果となっている。

## 7 監査意見の総括

令和6年度の事業実績は、コースの売上額は計画上132,250千円に対し、実績は25,518千円増加し、157,768千円となった。練習場の売上額は計画上13,000千円に対し、実績は2,690千円増加し15,690千円となった。Web予約での入場者数は24,075人で全体入場者数44,013人の54.7%を占めており、ゴルフ場ホームページからの予約が11,407人とWeb予約全体の47.4%となっており、手数料が安価であるゴルフ場ホームページからのWeb予約が増えたことで、前年度よりも送客手数料の圧縮が図られている。

令和7年度のコース状況は、春先の融雪は順調に進み良好な状態で営業を開始することができたが、オープン後の4月は、前年に比べ低温が続き降雨日が多く経過した。5月は適度に降雨があり芝生の生育も順調に進んだが、6月は降水量が少なく7月下旬のまとまった降雨日まで干ばつ状態が続き、フェアウェイの密度の低下による芝枯れが広がった。8月、9月は適度な降雨により、干ばつも解消され芝生の密度も回復した。

引き続き、Web予約等を活用した一層の集客方法の拡大を図ることで、効率化・経営健全化についての取組を進め、財政規律の強化や老朽化している施設・機械等の計画的な維持管理に努めることが重要である。

また、今後は従業員の人材確保がますます重要となってくることから、急速に変化する労働法制に対応した就業規則等の整備により人材確保に努められたい。



議案第59号

功労表彰について

下記の者を表彰条例（昭和35年南幌町条例第6号）第3条の規定に基づき功労表彰を行いたいので、議会の同意を求める。

令和7年12月9日提出  
南幌町長 大崎貞二

記

空知郡南幌町南12線西4番地

わたなべ のぶみつ

渡邊信光 昭和31年8月6日生

消防団員、国民健康保険運営協議会委員として地方自治の発展、地域の福祉向上に寄与された功績

空知郡南幌町南17線西17番地

にしうら ちえこ

西浦千恵子 昭和24年10月28日生

保護司として地域の福祉向上に寄与された功績



議案第 66 号

工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約の変更をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 9 日提出  
南幌町長 大崎貞二

記

## 1 契約の目的

温泉周辺整備工事

## 2 契約の方法

指名競争入札

## 3 契約金額

変更前

金357,500,000円也

(内消費税及び地方消費税の額32,500,000円)

変更後

金374,110,000円也

(内消費税及び地方消費税の額34,010,000円)

## 4 契約の相手方

勝井・南幌土建特定建設工事共同企業体

代表者 岩見沢市岡山町12番地53

勝井建設工業株式会社

代表取締役社長 酒井 隆一

構成員 空知郡南幌町元町1丁目4番5号

株式会社南幌土建

代表取締役 峰尾 義明

## 参考

工期 契約締結日より令和8年2月27日まで

議案第 6 7 号

南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年南幌町条例第 31 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 9 日提出  
南幌町長 大崎貞二

記

南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年南幌町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第68号

南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例制定について

南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和7年12月9日提出  
南幌町長 大崎貞二

記

# 南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第21条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雜則（第28条・第29条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう

に勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、南幌町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年南幌町条例第20号）を遵守しなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職

員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員

- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」

という。) がその施設又は事業に係る利用定員 (子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。) の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### (設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所 (以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室 (以下「保育室等」という。) を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクに掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれ

かに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。) を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

#### (職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する北海道知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 南幌町家庭的保育事業等の設備及

び運営に関する基準を定める条例（平成26年南幌町条例第16号）（  
居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雜則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の2の規定は、令和8年4月1日から施行する。

### 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本案を提案するものである。



議案第69号

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例制定について

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南幌町条例第16号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月9日提出  
南幌町長 大崎貞二

記

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南幌町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」の次に「（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものである。



議案第70号

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年南幌町条例第17号）の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和7年12月9日提出  
南幌町長 大崎貞二

記

## 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南幌町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 71 号

南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定について

南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（  
平成 26 年南幌町条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 9 日提出  
南幌町長 大崎貞二

記

南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（  
平成26年南幌町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「保育士」の次に「（北海道が法第18条の27第1  
項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係  
る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を  
提案するものである。

## 諮問第1号

### 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年12月9日提出  
南幌町長 大崎貞二

記

南幌町北町1丁目9番6号

おばら やすこ

小原 康子

昭和37年4月2日生

### 提案理由

人権擁護委員の再任について、人権擁護委員法の規定に基づき諮問するものである。



発議第21号

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務  
調査について

このことについて、総務常任委員長、産業経済常任委員長、議会運営委員長より別紙のとおり所管事務調査について通知があったので、議会の承認を求める。

令和7年12月9日提出  
南幌町議会議長 側瀬敏彦

記

令和7年12月2日

南幌町議会議長 側瀬敏彦様

総務常任委員長 家塚雅人

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- 1 調査事項 総務常任委員会所管に関する事項
- 2 調査期間 自：令和8年1月1日  
至：令和8年3月31日
- 3 経費 予算の範囲内

令和7年12月2日

南幌町議会議長 側瀬敏彦様

産業経済常任委員長 石川康弘

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- 1 調査事項 産業経済常任委員会所管に関する事項
- 2 調査期間 自：令和8年1月1日  
至：令和8年3月31日
- 3 経費 予算の範囲内

令和7年12月2日

南幌町議会議長 側瀬敏彦様

議会運営委員長 佐藤妙子

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第2項の規定により通知します。

記

- 1 調査事項 議会運営委員会所管に関する事項
- 2 調査期間 自：令和8年1月1日  
至：令和8年3月31日
- 3 経費 予算の範囲内

